



3月8日は「国際女性デー」



毎年3月8日が「国際女性デー (International Women's Day)」であることを知っていますか？

これは、1908年3月8日にアメリカ・ニューヨークで、女性労働者が参政権と労働条件の改善を求めて行ったデモを受けて、国連が国際婦人年である1975年に制定したものです。国や民族、言語、文化、経済、政治の壁に関係なく、女性が達成してきた成果を認識する日として、広く記念行事や催しが行われています。

また、イタリアでは、国際女性デーにふさわしい花として、男性から日頃の感謝を込めてパートナーだけではなく、家族や友人、仕事仲間など身近な女性に「ミモザ」の花束を贈る習慣があるそうです。そこからミモザの花が国際女性デーを象徴する花として世界中に広まりました。

皆さんもミモザを贈って身近な女性への感謝を伝えてみませんか？

「国際女性デー」に比べるとあまり認知度は高くないかもしれませんが、毎年11月19日は「国際男性デー」として男性の健康に目を向け、ジェンダー平等を促す日となっています。

「男だから」という固定観念をなくし、ジェンダー平等について考えてみてはいかがでしょうか。

みんなで備える防災・減災

私たちの生活を大きく変えた東日本大震災以降、日本各地で大きな災害が起きています。

防災は、『自助』（自らの身の安全は自らが守る）が基本となります。災害時には被害を最小限にする減災対策として、普段からの備えが重要になります。皆さんは普段から個人やご家族で非常時の備えをおこなっていますか。

<POINT>

- 事前に家族の共通の連絡先や安否確認の方法、避難場所等を複数決めておきましょう。
- 普段から服薬している人は処方されている薬の種類や量、服用方法などをまとめて持ち歩きましょう。
- 食料品や生活必需品など、災害に必要な物資を最低3日分の非常備蓄品を備えましょう。
- 食物アレルギーがある人は個人での備蓄以外にも、災害時にどこで入手が可能か確認しておきましょう。

●非常持ち出し品リスト (例) ※家族構成等に合わせた工夫をしましょう。

食料等	<input type="checkbox"/> 飲料水	<input type="checkbox"/> 缶切りやナイフ	<input type="checkbox"/> 食料 (シトルト食品、缶詰、乾パン・クラッカーなど)
衣類等	<input type="checkbox"/> 寝巻き	<input type="checkbox"/> 雨具	<input type="checkbox"/> 靴下
現金・安全	<input type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/> 預金通帳	<input type="checkbox"/> ヘルメット (防災ずきん)
貴重品	<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> 印鑑	<input type="checkbox"/> 靴 (子供用の靴、介護靴)
日用品	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	<input type="checkbox"/> 懐中電灯、予備の電池	<input type="checkbox"/> 筆記用具
	<input type="checkbox"/> ライター (マッチ)	<input type="checkbox"/> ロープ	<input type="checkbox"/> ビニールシート
	<input type="checkbox"/> ティッシュ、ウェットティッシュ	<input type="checkbox"/> 食品用ラップ	<input type="checkbox"/> 携帯用の充電器
			<input type="checkbox"/> 生薬用品・生薬用シューズ

※非常持ち出し品は、非常持ち出し袋 (リュックサック) に入れて、一度持ち出して自由に動けるか確認してみましょう。

●女性や妊産婦、乳幼児、要介護者、障害者等がいる家庭では、必要なものを追加しましょう。

※東日本大震災では、乳幼児用ミルクがあっても「母乳」や「母乳服用の消毒剤」「清潔な洗剤」がなくて困ったケース、ベビーフードがあっても「スプーン」がないケース等が聞かれました。こうしたことは見過されがちなだけに、個人や家庭の備蓄でも地域の備蓄でも、ニーズに応じて「セットで備蓄」するなど工夫が必要です。

詳しくは県ホームページ「みんなで備える防災・減災のてびき」をご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/bousaigensainotebiki.html>

育児介護休業法が変わります

令和4年4月から段階的に「改正育児介護休業法」が施行されます。

この改正によって、女性も男性も互いに協力し、働きながらも育児休業が取得しやすくなります。子育て中の人もそうじゃない人も、一人一人が働きやすい職場環境づくりを目指しましょう。今回は改正内容の一部をご紹介します。

雇用環境整備の義務化

育児休業に関し、

- 研修の実施
- 相談体制の整備
- 自社内の事例の収集及び事例の提供
- 制度及び取得促進に関する方針の周知

いずれか1つ以上の実施が必要！

個別周知・取得意向確認の義務化

- パパ育休に関する制度と申込先
- 育児休業給付に関すること
- 育休中の社会保険料の取扱い

確認方法は次のいずれか

面談・書面交付・FAX・電子メール等

産後パパ育休（出生時育児休業）

男性版の育児休業制度として

子どもが生まれてから8週間以内に4週間を上限として2回まで分割して取得

することが可能になります。
(通常の1歳までの育児休業とは異なります。)

詳しい改正内容は
厚生労働省のホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit/suite/bunya/0000130583.html>

♡ みやぎ男女共同参画相談室 ♡

一般相談 TEL 022-211-2570

受付 月曜日から金曜日まで（祝日・休日・LGBT相談時間除く）
午前8時30分から午後4時45分まで

法律相談 TEL 022-211-2570 ※事前予約制
※女性弁護士が面接にて相談対応します

受付 毎月第4木曜日（祝日・休日の場合は翌週）
午後1時から午後4時30分まで

発行 問合せ

宮城県環境生活部 共同参画社会推進課
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
TEL 022-211-2568
FAX 022-211-2392
メール danjyo@pref.miyagi.lg.jp



男性相談 TEL 022-211-2557 ※男性相談員対応

受付 毎週水曜日（祝日・休日除く）正午から午後5時まで

LGBT(性的マイノリティ)相談 TEL 022-211-2570

受付 毎月第2・第4火曜日（祝日・休日除く）

働く暮らし、宮城で生きる、宮城の「今ここ」でしっかり生きることを応援

とらい・あぐる みやぎ



<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/danjyo.html>